

※この法令は廃止されています。

平成二十七年内閣府令第四十九号

内閣府関係国家戦略特別区域法施行規則

（平成二十五年法律第二百七号）第二十四条の四の規定に基づき、内閣府関係国家戦略特別区域法施行規則を次のように定める。

1 国家戦略特別区域法（以下「法」という。）第十二条の四第一項の場合における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成二十六年内閣府令第三十九号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十七（事業所内保育事業を行う）特区法第十二条の四第一項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う地域型保育事業所があつては法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員及び同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とし、事業所内保育事業を行う事業所があつては

第三十九条 満三歳未満保育認定子どもも満三歳未満保育認定子どもも（特区法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第二十九条第一項に規定する国家戦略特別区域特定小規模保育事業（寺三歳三歳人二年半者三者一人、『国政戻各事引て成寺三・見莫半者事送者一へる。』）の寺三由成半者半者へる場合に余り、寺三歳三歳人二年半者三者ごとん余り。）（二つ節二

（特定満三歳以上保育認定者（以下「国家単體認定事業者」という）から特定地域型保育を受ける場合を除く子どもを除く。以下この節において同じ。）

において同じ)  
総数が  
総数(国家戦略特別区域特定小規模保育事業者にあつては、法第十九条第一項第一号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分)との当該国家戦略特別区

域特定小規模保育事業者に係る特定地域型保育事業所（以下この項において「国家戦略特別区域特定小規模保育事業所」という。）における利用の申込みに係る満三歳未満保育認定子ども及び満三歳以上保育認定子ども（特区法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第二十九条第一項に規定する満三歳

以上保育認定子どもをいう。(以下同じ。)並びに当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業所を現に利用している満三歳未満保育認定子ども及び満三歳以上保育認定子どもの総数)が

総数を  
総数（国家戦略特別区域特定小規模保育事業者にあつては、当該区分に応ずる当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業所の法第二十九条第一項の確認において定められた利用定員の総数）を

満三歳未満保育認定子どもが満三歳未満保育認定子どもも又は満三歳以上保育認定子どもが

第三十九 満三歳未満保育認定子ども（国家戦略特別区域特定小規模保育事業所における利用の申込みに係る満三歳以上保育認定子どもを含む。）に  
トナリキ

特区法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第五十四条第一項

第一項 第四十条 満三歳未満保育認定子どもも満三歳未満保育認定子ども（国家戦略特別区域特定小規模保育事業者に係る特定地域保育事業を利用するとする満三歳以上保育認定子どもを含む。）

第二項 第四十一 満三歳未満保育認定子どもも満三歳未満保育認定子どもも（国家戦略特別区域特定小規模保育事業者から特定地域型保育を受ける満三歳以上保育認定子どもを含む。次条第一項第一号、第四

余  
第四十二事項  
十七条第一項及び第二項並びに第四十九条第二項において同じ。)事項(国家戦略特別区域特定小規模保育事業者が満三歳以上の各年齢の定員を設定する場合にあつては、第一号及び第二号に掲げる事項)

第四十二項 特定地域型保育事業者 特定地域型保育事業者（満三歳以上の各年齢の定員を設定する国家戦略特別区域特定小規模保育事業者を除く。）

第三十九項  
第五十一条  
滿三歳未満呆育認定子孫ども（國家戰略特別又或特定小規模呆育事業業者から特定也或型呆育を受ける滿三歳以上呆育認定子孫どもを含む。）に限り、國家戰略特別又

に限り、特定満三歳以上保育事業者から特定地域型保育を受ける場合を除き特定満三歳以上保育認定子どもを除く。

第五十一条 場合にあつては、当該特定満三歳以上保育認定地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育又は当該特定満三歳以上保育認定地域型保育

第三十七條第二項  
内閣府関係国家戦略特別区域法施行規則（平成二十七年内閣府令第四十九号）第一項の規定により読み替えて適用する第三十七条第二項

法第十一條の四第一項の場合における子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

